

○国土交通省告示第五百九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十七年六月十六日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道41号改築工事（美濃加茂バイパス・岐阜県美濃加茂市山之上町字寺洞地内から同県加茂郡川辺町石神字六石地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 岐阜県美濃加茂市山之上町字寺洞、字奥洞、字春日洞、字春日浦、字幸手洞、字木屋羅、字蔵洞、字大坪、字若狭、字蔵之前、字小林、字上藤、字宮洞、字重峰、字井洞及び字榎峠地内

岐阜県加茂郡川辺町西栃井字山楠、下川辺字山楠及び字馬淵並びに石神字東関、字広橋、字仲坪、字仲溝、字八反田、字吉田、字五反田、字高橋、字城、字内田、字高野、字沓絞及び字六石地内

2 使用の部分 岐阜県加茂郡川辺町石神字五反田、字高橋、字城及び字内田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県美濃加茂市太田町字若宮地内から同県加茂郡川辺町石神字六石地内までの延長約9.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道41号改築工事（美濃加茂バイパス）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道41号改築工事（美濃加茂バイパス）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、また、本体工事の施工により遮断される一般国道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同号の一般国道及び道路法第3条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道41号は、愛知県名古屋市を起点とし、犬山市、岐阜県美濃加茂市及び高山市を經由して富山県富山市に至る、東海地方と北陸地方を結ぶ延長約249.4kmの主要幹線道路である。

このうち本件区間に係る一般国道41号（以下「現道」という。）は、岐阜県中南部から名古屋都市圏への主要な幹線道路となっており、また、一般国道21号、248号及び418号といった幹線道路が接続（一部重複）する交通の要衝となっており、地域交通と通過交通が集中し、自動車交通量が多いところ、幅員が一部狭小で歩道の整備も十分でない2車線道路であり、朝夕の通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生していることから、幹線道路としての機能が低下し、円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、現道の交通量は、岐阜県美濃加茂市島町地内において29,881台／日、同市御門町2丁目地内において20,161台／日、混雑度はそれぞれ2.23、1.50となっている。また、平成10年に岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会が策定した「岐阜県第3次渋滞対策プログラム」において、現道内の旧248交差点（島町）、旧248交差点（御門町）、新太田橋交差点及び新青柳橋西詰交差点の4カ所が渋滞ポイントに指定されている。

加えて、現道の沿線地域における工業団地の整備や一般国道475号東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジの開通等により、現道の自動車交通量は今後更に増加することが予想される。

本件事業の完成により、現道における交通渋滞の緩和が図られ、本件区間における移動時間が20分程度から11分程度に短縮されるなど、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年3月に環境影響評価を任意に実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値が見られるが、低騒音舗装等を施工することにより環境基準等を満足できると評価されている。このため、起業者は、上記評価結果を踏まえ、低騒音舗装等の施工を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級の規格に基づく4車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事の事業計画のうち、岐阜県美濃加茂市太田町字若宮地内から同県加茂郡川辺町石神字五反田地内までの区間は、昭和56年3月31日に決定され、平成13年1月5日に変更決定された都市計画と基本的内容は整合しており、同町石神字五反田地内から同町石神字六石地内までの区間は、当該都市計画決定された4車線の道路から必要なすり付け長を確保して2車線の現道に接続させるものであり、適切なものと認められる。

さらに、本体工事の施工に伴う一般国道及び市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、一般国道41号沿線の市町長及び議会議員からなる名濃バイパス建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に対する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認めら

れる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岐阜県美濃加茂市役所及び同県加茂郡川辺町役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 岐阜県加茂郡川辺町石神字東関、字広橋、字仲坪、字仲溝、字八反田、字吉田、字五反田、字高橋、字城、字内田、字高野、字沓絞及び字六石地内